○中国地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取県東伯郡北栄町大谷字東浜ノ市一六四三番三から同郡琴浦町大字槻下字鎗免一六〇八番一まで	前	三一・四〇～一一二・九〇メートル	〇・三三八キロメートル
	後	二二・〇〇～一〇八・三〇メートル	〇・三三八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県東伯郡北栄町大谷字浜田二〇五七番一から同郡琴浦町大字槻下字鎗免一六〇三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月二十一日

○中国地方整備局告示第百八十六号

太田川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省中国地方整備局及び同局温井ダム管理所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日　中国地方整備局長　福田　功

次の図面（第百二十九号図から第百三十四号図まで）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

（図面省略）

○四国地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県安芸郡奈半利町字小須川東甲一三七三番一から同町字小須川東甲三一三五番三まで	前	一二・〇四～一四・二〇メートル	〇・〇六二キロメートル
	後	一二・三二～二七・二八メートル	〇・〇六二キロメートル
高知県安芸郡奈半利町字大浦甲三四〇七番地内	前	二二・一三～二六・〇六メートル	〇・〇六一キロメートル
	後	二二・一三～八二・八三メートル	〇・〇六一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

人事異動

法務省

前田　和孝

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（十二月十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月十八日カタール国の国祭日につき、同月十七日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

富山労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月 21 日

富山労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間727円」を「１時間737円」に改める。

富山労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月 21 日

富山労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間760円」を「１時間769円」に改める。

鳥取労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月 21 日

鳥取労働局長　森田　啓司

第４号中「１時間731円」を「１時間734円」に改める。

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十二月十六日（木）

○１般案件

一、平成二十三年度予算編成の基本方針について（決定）（内閣官房）

一、平成二十三年度税制改正大綱について（決定）（財務省・内閣官房・内閣府本府・総務省）

十二月十七日（金）

○１般案件

一、平成二十三年度以降に係る防衛計画の大綱について（決定）（内閣官房）

一、中期防衛力整備計画（平成二十三年度～平成二十七年度）について（決定）（内閣官房）

一、男女共同参画基本計画の変更について（決定）（内閣府本府）

一、採用昇任等基本方針の一部変更について（決定）（総務省）

一、バイオマス活用推進基本計画について（決定）（農林水産・総務・文部科学・経済産業・国土交通・環境省）

一、ウクライナ大統領ヴィクトル・ヤヌコーヴィチ閣下の公式実務訪問賓客待遇について（了解）（外務省）

○国会提出案件

一、広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書等十四件について（決定）（国土交通省）